

ヨード造影検査時の造影剤腎症の予防 腎機能評価と補液のお願い

国立病院機構青森病院放射線科

CT 検査時に使用されるヨード造影剤は、腎障害のある患者様において腎障害を悪化させる危険性（腎毒性）があります。そこで当科では、ヨード造影検査時の“腎機能評価”について、以下の方針とさせていただきます。

ヨード造影剤による造影剤腎症の予防法として、生理食塩液あるいは重炭酸ナトリウム液の投与が推奨されていますので、腎機能低下例については造影検査の前あるいは前後に補液をお願いします。下記に“造影剤腎症の予防対策（補液）の一例”を提示いたしますが、輸液の量や輸液時間に関しては、患者様の状態に応じて調節をお願いします。

〔腎機能評価の方法〕

- ・採血(クレアチニンあるいはシスタチン C)による eGFR 測定

〔eGFR 測定のタイミング〕

- ・急性疾患患者、慢性疾患の急激な悪化を認める患者：造影剤投与前 7 日以内
 - ・上記以外の患者：造影剤投与前 3 カ月以内
- *eGFR が不明または eGFR が 30 ml/min/1.73m² 未満は原則として造影しません

〔造影剤腎症の予防対策（例）〕

eGFR が 60ml/min/1.73m² 以上：

- ・経口での十分な水分摂取

eGFR が 50 ml/min/1.73m² 以上 60 ml/min/1.73m² 未満：

- ・造影 CT 検査前に生食 500ml を点滴投与
- ・診断能を保つ範囲で造影剤を減量

eGFR が 50 ml/min/1.73m² 未満：

- ・造影 CT 検査前と検査後にそれぞれ生食 500ml を点滴投与
- ・診断能を保つ範囲で造影剤を減量